

# 岩手県薬物乱用対策推進本部要綱

## (設 置)

第1 麻薬・覚せい剤等の薬物乱用防止対策を総合的に推進するため、岩手県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 薬物乱用防止の諸施策の推進に関すること。
- (2) 関係機関の行う薬物乱用防止対策の連絡調整に関すること。
- (3) その他薬物乱用防止対策の推進に関し必要な事項。

## (組 織)

第3 本部は、本部長、副本部長、及び部員をもって組織する。

2 本部長は、副知事をもって充て、副本部長は、保健福祉部長をもって充てる。

3 部員は、次に掲げる者の中から、知事が任命又は委嘱する。

- (1) 国の出先機関の職員
- (2) 岩手県職員
- (3) その他知事が適当と認める者

## (本部長及び副本部長)

第4 本部長は、部務を総理し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (招 集)

第5 本部の会議は、本部長が招集する。

## (任 期)

第6 部員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命又は委嘱した部員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (関係者に対する協力要請)

第7 本部長は、必要があると認める場合は、関係者に対し意見の開陳、説明その他の協力を要請することができる。

## (庶 務)

第8 本部の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

## (補 則)

第9 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この要綱は、昭和52年9月13日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。